

令和8年1月9日宣告

令和7年(わ)第181号

危険運転致死被告事件

主 文

5 被告人を拘禁刑4年6月に処する。

未決勾留日数中70日をもその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、令和7年6月9日午後9時14分頃、栃木県下都賀郡a町bc番地dA
10 方駐車場において、運転開始前に飲んだ酒の影響により前方注視及び運転操作に支障
が生じるおそれがある状態で普通乗用自動車を発進させて運転を開始し、もってアル
コールの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自
動車を運転し、よって、同日午後9時28分頃、茨城県古河市ef番地g先の信号機
15 により交通整理の行われている交差点を同市h方面から埼玉県方面に向かい右折進行
するに当たり、そのアルコールの影響により前方注視及び運転操作が困難な状態に陥
り、自車を同交差点右折方向出口にある中央分離帯右方の対向車線に進入させた上、
埼玉県方面に向かい時速約92ないし96キロメートルで逆走し、同日午後9時30
分頃、茨城県猿島郡i町大字jk番地先道路において、折から、対向進行してきたB
(当時27歳)運転の普通乗用自動車前部に自車前部を衝突させ、よって、同人に大
20 動脈損傷又は心損傷の傷害を負わせ、同日午後10時13分頃、同郡i町l番地所在
のC病院において、同人を前記傷害により死亡させた。

(証拠の標目) 記載省略

(法令の適用) 記載省略

(量刑の理由)

本件事故の態様は、道路を高速度で逆走した被告人運転車両が、対向進行中の被害者運転車両と正面衝突するというものであり、その危険性は明らかである。

被告人は、本件当日、日中から断続的に飲酒を重ね、酒に酔った状態で車を運転して勤務先に向かおうとする途中、本件事故を起こしたものと認められる。この点について、現時点で被告人の記憶がないとしても、本件当時、被告人には自身が飲酒をしたことや、その影響を受けていることを認識できなかったというような事情もなく、自ら運転を開始し、一定期間運転を継続している以上、そこには被告人の意思決定があったといえるところ、その無謀な意思決定は強く非難されなければならない。

なお、対向車線への誤進入自体がアルコールの影響のみによるものでなかったとしても、その後も高速度で逆走を続けている点は明らかにアルコールの影響によるのであるから、この点に関する弁護人の指摘は被告人の刑事責任を格別軽減するものとはいえない。

本件事故により、被害者の尊い命が奪われたという結果が重大であることはいうまでもない。あるはずであった未来を突如として奪われた被害者の無念や、残された遺族の悲痛は計り知れない。

また、被告人は、異種とはいえ前刑の執行終了から約5年4か月で本件に至っているのであって、規範意識の低さがうかがえる。

以上によれば、被告人の刑事責任は重く、被告人が記憶がないとしながらも事実を認めて反省の弁を述べていることや、任意保険により相応の賠償がなされる見込みであることなどの事情を考慮しても、主文の実刑は免れない。

(求刑 拘禁刑5年)

令和8年1月9日

水戸地方裁判所下妻支部

裁判官 小 林 麻 子